

総務委員会資料

平成 19 年度主要事業の概要

平成 19 年 5 月 17 日

出 納 局

1. 平成19年度予算の概要

(単位：千円)

分類	事 項 名	平成18年度	平成19年度	財 源 内 訳		比較(%)
				特 定	一 般	
A	小切手支払未済償還金	(0) 10,000	10,000	10,000		100.0
D	出 納 局 職 員 費	(467,406) 467,406	522,390		522,390	111.8
D	金 錢 出 納 事 務 費	(203,865) 203,865	213,711		213,711	104.8
D	物 品 出 納 事 務 費	(119,830) 120,918	117,117	290	116,827	96.9
収入証紙等特別会計 収 入 証 紙 管 理 費		(0) 3,842,724	3,690,358	3,690,358		96.0
岡山県用品調達特別会計 用 品 調 達 事 業 費		(0) 1,263,565	1,345,944	1,345,944		106.5
合 计		(791,101) 5,908,478	5,899,520	5,046,592	852,928	99.8

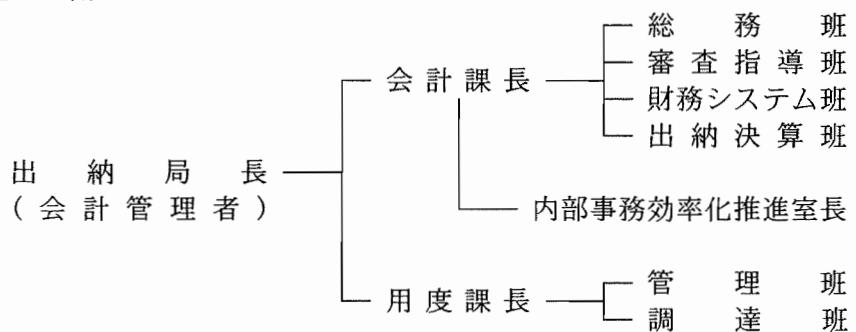
※()内は一般財源

2. 主要事務事業の概要

事 務 事 業 名	平成19年度当初予算額	事 務 事 業 の 内 容
金 錢 出 納 事 務	千円 213,711	<p>金錢出納事務における厳正な審査、適正な出納、歳計現金の効率的管理、決算の調製、給与の集中管理事務及び国庫金の出納決算事務に努める。</p> <p>特に、年々増大する事務及び財政逼迫に対処するため、効率的な事務処理に努める一方、県事務所及び指定金融機関等に対する指導検査の強化を図る。</p> <p>また、金融機関と地方公共団体等の収納機関を結ぶ「マルチペイメントネットワーク」の利用方法について検討するなど、電子決済の基盤整備に努める。</p>

事務事業名	平成19年度当初予算額	事務事業の内容
物品出納事務	千円 117,117	物品の効果的かつ迅速な調達に努める。 庁用自動車の管理については、運行管理、整備管理等に関する指導及び研修を充実し、事故防止に努める。また、庁用自動車の集中管理については、効率的な運用に努める。 さらに、県事務所に対し、適切な物品管理についての指導に努める。
収入証紙等特別会計 収入証紙管理事務	3,690,358	岡山県収入証紙条例に基づき、使用料・手数料及び県税収入の納入方法の一手段である証紙の売りさばき業務を集中的に管理する。
岡山県用品調達特別会計 用品調達事務	1,345,944	全庁で共通的に使用する用品を効果的かつ迅速に調達するため、一括購入の促進に努める。

3. 組織



4. 事務分掌

(会計課) 37人

室・班	人員	事務
総務班	6	1. 局内職員の身分取扱い、研修及び福利厚生に関する事務。 2. 局内の予算、決算及び経理の事務に関する事務。 3. 会計検査に関する事務。 4. 資金計画の策定に関する事務。 5. 歳計現金の管理及び運用に関する事務。 6. 有価証券の出納保管に関する事務。 7. 県収入証紙に関する事務。 8. 出納員・収納出納員に関する事務。 9. 業務委託に係る競争入札基盤の整備に関する事務。
審査指導班	9	1. 収支命令の審査に関する事務。 2. 会計に関する事務の指導に関する事務。
財務システム班	8	1. 国庫金の出納及び決算に関する事務。 2. 統合財務会計システムの開発推進及び管理運営に関する事務。 3. 給与システムの管理運営に関する事務。 4. 歳入徴収官及び官署支出官の事務に関する事務。
出納決算班	6	1. マルチペイメントネットワークの運営に関する事務。 2. 県の歳入歳出予算の出納及び決算に関する事務。 3. 歳入歳出外現金の出納に関する事務。 4. 指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関に関する事務。
内部事務効率化推進室	7	1. 各種手当の認定及び支給額の決定に関する事務。 2. 児童手当の支給に関する事務。 3. 各種実績に基づく手当の支給に関する事務。 4. 年末調整に関する事務。 5. 旅費の支給に関する事務。 6. 臨事的任用職員の賃金及び非常勤嘱託職員の報酬の支給に関する事務。 7. 臨事的任用職員及び非常勤嘱託職員の社会保険事務に関する事務。 8. 光熱水費等の支払事務に関する事務。 9. その他内部管理事務の効率化に関する事務。

(用度課) 26人

班	人員	事務
管 理 班	14	<ul style="list-style-type: none">1. 物品の取得、管理及び処分に関する事。2. 物品の出納及び保管に関する事。3. 物品の会計検査に関する事。4. 庁用自動車及び公務に使用されている職員等の自家用車に係る事故の処理に関する事。5. 公用車予約・管理システムの運用に関する事。6. 庁用自動車の集中管理に関する事。7. 複写機等複合機の契約事務集中化に関する事。
調 達 班	11	<ul style="list-style-type: none">1. 物品及び印刷物の調達に関する事。2. 用品調達特別会計の運営に関する事。3. 用品管理オンラインシステムの運用に関する事。4. 物品調達にかかる電子入札システムの運用に関する事。5. 印刷積算システムの運用に関する事。

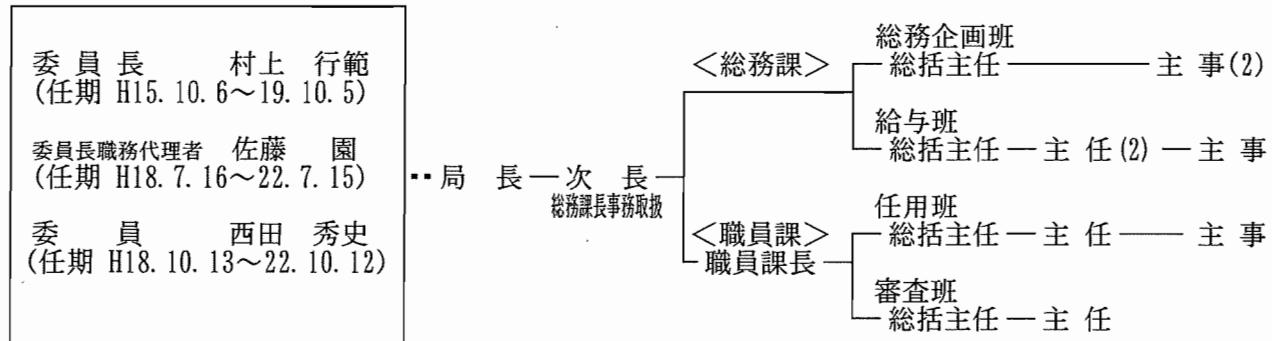
総務委員会資料

平成 19 年度主要事業の概要

平成 19 年 5 月 17 日

人事委員会事務局

◎ 組織及び職員構成



区分 職名	職 員						計	備考
	局長	次長	課長	総括主任	主任	主事		
職員数	1	1	1	4	4	4	15	

◎ 主要事務事業

事務事業名	事務事業の内容																													
1 給与等に関する報告及び勧告	<p>職員及び民間の給与の実態など職員の給与の決定等に関係のある基礎的な諸条件について調査し、その結果を議長及び知事に報告し、必要に応じて給与等に関する勧告を行う。</p> <p>このため、民間給与実態調査を5月1日から6月15日までの間に県内189事業所を対象に実施する。なお、昨年は、給与等に関する報告及び勧告を10月11日に行った。</p>																													
2 採用試験	<p>本年度の県職員等の採用試験の実施（予定を含む。）は、次のとおりである。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>受験資格</th> <th>第一次試験日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県職員</td> <td>A 昭52.4.2～昭61.4.1生まれの者 B 昭61.4.2～平2.4.1生まれの者</td> <td>6月24日（日）</td> </tr> <tr> <td>市町村立小・中学校事務職員</td> <td>A 昭57.4.2～昭61.4.1生まれの者 B 昭61.4.2～平2.4.1生まれの者</td> <td>9月23日（日）</td> </tr> <tr> <td>県職員 (身体障害者対象)</td> <td>昭52.4.2～平2.4.1生まれの者</td> <td>10月14日（日）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">警察官</td> <td>A (10月採用) A — 4 月 採 用 — 第 1 回</td> <td>昭51.4.2以降の生まれで大学を卒業又は平19.9.30までに卒業見込の者</td> <td rowspan="3">5月13日（日） 及び 5月12日（土） 5月19日（土）</td> </tr> <tr> <td>第 2 回</td> <td>昭52.4.2以降の生まれで大学を卒業又は卒業見込の者 ……①</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>昭52.4.2～平2.4.1生まれでAの受験資格(①)に該当しない者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">警察事務職員</td> <td>A</td> <td>昭52.4.2～昭61.4.1生まれの者</td> <td>6月24日（日）</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>昭61.4.2～平2.4.1生まれの者</td> <td>9月16日（日）</td> </tr> </tbody> </table>			区分	受験資格	第一次試験日	県職員	A 昭52.4.2～昭61.4.1生まれの者 B 昭61.4.2～平2.4.1生まれの者	6月24日（日）	市町村立小・中学校事務職員	A 昭57.4.2～昭61.4.1生まれの者 B 昭61.4.2～平2.4.1生まれの者	9月23日（日）	県職員 (身体障害者対象)	昭52.4.2～平2.4.1生まれの者	10月14日（日）	警察官	A (10月採用) A — 4 月 採 用 — 第 1 回	昭51.4.2以降の生まれで大学を卒業又は平19.9.30までに卒業見込の者	5月13日（日） 及び 5月12日（土） 5月19日（土）	第 2 回	昭52.4.2以降の生まれで大学を卒業又は卒業見込の者 ……①	B	昭52.4.2～平2.4.1生まれでAの受験資格(①)に該当しない者	警察事務職員	A	昭52.4.2～昭61.4.1生まれの者	6月24日（日）	B	昭61.4.2～平2.4.1生まれの者	9月16日（日）
区分	受験資格	第一次試験日																												
県職員	A 昭52.4.2～昭61.4.1生まれの者 B 昭61.4.2～平2.4.1生まれの者	6月24日（日）																												
市町村立小・中学校事務職員	A 昭57.4.2～昭61.4.1生まれの者 B 昭61.4.2～平2.4.1生まれの者	9月23日（日）																												
県職員 (身体障害者対象)	昭52.4.2～平2.4.1生まれの者	10月14日（日）																												
警察官	A (10月採用) A — 4 月 採 用 — 第 1 回	昭51.4.2以降の生まれで大学を卒業又は平19.9.30までに卒業見込の者	5月13日（日） 及び 5月12日（土） 5月19日（土）																											
	第 2 回	昭52.4.2以降の生まれで大学を卒業又は卒業見込の者 ……①																												
	B	昭52.4.2～平2.4.1生まれでAの受験資格(①)に該当しない者																												
警察事務職員	A	昭52.4.2～昭61.4.1生まれの者	6月24日（日）																											
	B	昭61.4.2～平2.4.1生まれの者	9月16日（日）																											

事務事業名	事務事業の内容
3 公平審査等	<p>(1) 公平審査 職員（公平委員会事務受託市町村等の職員を含む。以下同じ。）からの給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置要求を審査し、判定するほか、不利益な処分を受けた職員からの不服申立てについて審査し、判定を行う。</p> <p>(2) 職員団体の登録及び管理職員等の範囲の指定 県及び公平委員会事務受託市町村等の職員団体の登録及び管理職員等の範囲の指定の事務を行う。</p> <p>(3) 労働基準監督機関の職権行使 県の行う事業のうち、労働基準法別表第1第12号に掲げる教育、研究又は調査を行う事業所に従事する非現業の職員に係る勤務条件に関する労働基準監督機関の職権行使する。</p>

総務委員会資料

平成19年度主要事業の概要

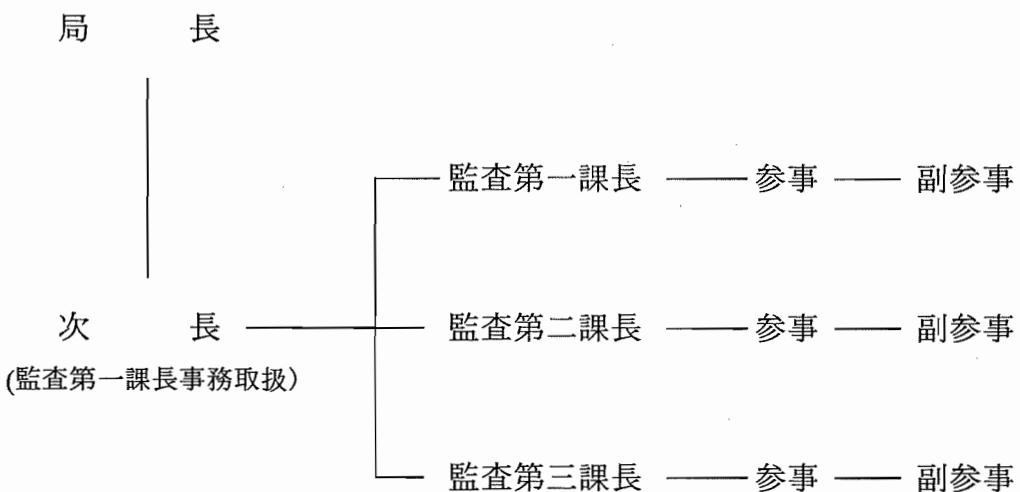
平成19年5月17日

監査事務局

1 組織及び職員構成



(2) 事務局職員の構成



(3) 定員

区分	局長	書記				計
		次長	課長	参事	副参事	
定員	1	1	2	3	9	16名

2 業務の概要

地方自治法の規定に基づき、県の事務事業の執行を検証確認し、合理的かつ効率的な県行政の推進を図り、もって県民福祉の増進に寄与する。

監査等の実施に当たっては、事務事業が効率的に執行されているか、組織及び運営の合理化に努めているか、また、事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているかを主眼とするとともに、国の施策の動向、県の主要施策、予算議決の趣旨、前回の監査結果などにも十分留意し、広い視野にたち、周到な準備のもとに監査等に当たるよう努める。

また、包括外部監査が効率的に実施されるよう、必要な調整を行う。

(1) 財務監査（定期）

本 庁 監 査 対 象 数	1 4 部局等	実施時期	9月～11月
県事務所監査対象数	1 4 0 箇 所	実施時期	5月～10月
公営企業会計対象数	3会 計	実施時期	6月～ 7月

(2) 行政監査

テーマを定め実施する。 実施時期 5月～ 2月

(3) 財政的援助団体等の監査

出資出捐団体、補助金交付団体、貸付金貸付団体及び公の施設の指定管理者を対象とし、抽出のうえ実施する。

実施時期 11月～ 2月

(4) 例月現金出納検査

会計管理者及び公営企業管理者から提出された検査資料に基づき実施する。

実施時期 每月

(5) 決算審査及び基金運用状況審査

一般会計及び特別会計の決算審査並びに基金運用状況の審査

実施時期 9月～11月

公営企業会計（3会計）の決算審査

実施時期 6月～ 7月

(6) 住民監査請求

住民から請求があった場合に実施する。

夢づくり推進大賞について

各地域で積極的に展開されている協働の取組のうち、夢づくりプランの実現につながる先駆的な取組や「県民力の結集」の模範となる事例を顕彰し、各地域の夢づくりの協働の輪を一層広げていくため、平成16年度に「夢づくり推進大賞」を創設した。

平成19年度は、「新世紀おかやま夢づくりプラン」（旧プラン）に係る取組について、次の団体を受賞者として表彰式を実施する。

1 受賞団体

「平成19年度夢づくり推進大賞受賞一覧」のとおり

2 表彰日時及び場所

平成19年5月22日（火）11：00～11：50
県庁3階特別応接室

3 その他

「夢づくり推進大賞」は、地域住民、NPO、企業等が行政と協働して行った取組のうち、最も先駆的なものや他の模範となるものを、各部局、各県民局等の推薦を受け、夢づくりプラン推進本部会議を経て決定したものである。

平成19年度 夢づくり推進大賞受賞一覧

取組名 取組主体(取組主体所在地)	取組の概要
防災まちづくりワークショップ NPO法人まちづくり推進機構岡山 代表理事：新谷雅之 (岡山市)	NPOと行政が協働し、玉野市で自主防災組織のリーダーやモデル地区の住民を対象にしたワークショップ研修を実施し、防災避難マップの作成、災害図上訓練等を行うことで、地域の防災意識の向上につながった。
備前地域子育てキャラバン事業 就実短期大学学生ボランティア団体「G B A」 代表者：立石あつ子 (岡山市)	大学、NPO、行政と協働し、保育園等で子どもと一緒に楽しめる手づくり楽器のコンサートや人形劇等を行うことで、新たな地域ぐるみの子育て支援を行い、社会全体で子育てに取り組む意識の醸成に貢献した。
「備前鰆祭」の開催 備前鰆祭実行委員会 委員長：北川昌邦 (備前市)	商工会議所、漁協、行政等が協働して「備前鰆祭」を開催し、毎年内容を充実させ、多くの来場者を集めるとともに、鰆料理を新たな観光資源として県内外にPRし、地域の魅力発信を行った。
くらしき朝市「三斎市」の開催 倉敷商工会議所くらしきTMO 会長：岡 荘一郎 (倉敷市)	商工会議所、商店街、旅館組合、行政等が協働し、毎月朝市を開催することで、地域住民がサポートする一大イベントとして定着させ、中心市街地の活力の創出に貢献した。
地域ぐるみの子育て支援 NPO法人子ども劇場笠岡センター 理事長：宇野均恵 (笠岡市)	NPO、企業、行政等が協働し、子育てに関するイベントを開催するなど、地域ぐるみの子育て支援体制を構築し、社会全体で子育てに取り組む機運の醸成に貢献した。
有漢の農産物をもっと広めよう うかん風ぐるま市場百姓グループ 代表者：中山晃子 (高梁市)	学校、消費者、JA、行政等と協働して、学校給食への地元農産物の利用や生産者と消費者等との交流会などをを行うことで、有漢の農産物をPRするとともに、地産地消の推進を図った。
森の恵みを活用した女性林研活動 新見市神郷女性林業研究グループ 会長：山口紀久子 (新見市)	行政との協働により、スギの葉を使った草木染めやスギ玉などの特産品を開発するとともに、ホームページを立ち上げ、特産品の販売等を行うことで、森林・林業のPRや山村の活性化に貢献した。
木質バイオマスを活かしたまちづくり NPO法人21世紀の真庭塾 理事長：中島浩一郎 (真庭市)	NPO、観光協会、企業、行政等が協働し、木質バイオマスの活用を推進するとともに、観察を産業観光として観光客誘致に結びつけるなど、新産業創出による新たな地域づくりを行った。
「美作・NPOボランティア交流メッセ」の開催 NPO法人つやまNPO支援センター 理事長：鈴木康正 (津山市)	NPOと行政が協働し、地域のNPOやボランティアグループと行政等が参加する交流会を開催するなど、行政と民間団体のネットワークの形成と地域づくりに貢献した。
地域ぐるみによる子ども・高齢者等の安全確保 三勲学区さわやかパトロール隊 代表者：杉岡 恒 (岡山市)	地域住民、学校、行政等と協働して、毎日登下校時と夜間に学校周辺をパトロールするとともに、子どもの付き添い登下校を行ななど、地域ぐるみで地域の安全・安心の確保に貢献した。
産業支援型NPO法人による創業支援 NPO法人ビジネス・インキュベーター岡山 理事長：中島 博 (岡山市)	NPOと行政が協働し、インキュベーション施設の協議会を設置し、入居企業を支えるとともに、海外のインキュベーション施設とも交流するなど、県内のベンチャー企業の成長を支援した。
ボランティアによる自主パトロール活動 岡山ガーディアンズ 代表：小池敏彦 (岡山市)	防犯協会、行政と協働し、毎週繁華街をパトロールするとともに、マナーの呼びかけなども行い、地域の安全・安心の確保と犯罪・事故の未然防止に貢献した。

総務委員会資料

- 公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）について P 1
- 第3次行財政改革の取組について P 12
- 岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会第1回会議等の開催について P 18
- 平成19年度水害特別防災訓練の実施について P 20
- 岡山県国民保護計画の変更等について P 21

平成19年5月17日

総務部

公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）について

地方独立行政法人法（平成15年法律118号）第25条及び第78条の規定に基づき、別紙のとおり「公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）」を取りまとめた。

○中期目標の趣旨

中期目標は、地方独立行政法人が一定の期間において達成すべき業務運営に関する目標で、当該法人の設立団体の長が定めて、法人に指示する。

なお、指示を受けた法人は、当該中期目標を達成するための中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。

○中期目標の期間（公立大学法人の場合）

6年間

○中期目標に定める事項（　　〃　　）

- (1) 中期目標の期間
- (2) 業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) 自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項
- (6) その他業務運営に関する重要事項

○中期目標の策定手続き（　　〃　　）

あらかじめ当該法人及び地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経て定める。

(参考)

地方独立行政法人法抜粋

(中期目標)

第25条 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- (2) 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- (4) 財務内容の改善に関する事項
- (5) その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は、中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(中期目標等の特例)

第78条 公立大学法人に関する第25条第1項及び第2項の規定の適用については、同条第1項中「3年以上5年以下の期間」とあり、及び同条第2項第1号中「前項の期間の範囲内」とあるのは、「6年間」とする。

2 公立大学法人に係る中期目標においては、前項の規定により読み替えられた第25条第2項各号に掲げる事項のほか、教育及び研究並びに組織及び運営の状況について自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する事項について定めるものとする。

3 設立団体の長は、公立大学法人に係る中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該公立大学法人の意見を聴き、当該意見に配慮しなければならない。

4 略

公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）の概要

I 基本的な目標、期間等

（基本的な目標）

公立大学法人岡山県立大学は、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念として、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

1 中期目標の期間

平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	保健福祉学部 情報工学部 デザイン学部	研究科	保健福祉学研究科 情報系工学研究科 デザイン学研究科
-----	---------------------------	-----	----------------------------------

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

（1）教育の成果に関する目標

- ・ 学士教育においては、地域社会における人々の健康の増進と福祉の充実に貢献する人材の育成、情報技術の活用による人間を中心とした社会の形成に貢献できる技術者の育成、多様で社会化志向の強いデザイナーを育成する。
- ・ 大学院教育においては、保健福祉・情報・デザインの各分野の優れた指導者、管理者、実践者や高度な見識を備えた教育者、研究者等を育成する。

（2）教育内容等に関する目標

- ・ 学士課程では、時代と社会の様々な要請に的確に対応できる能力を育成し、大学院課程では、高度な専門職に従事する人材、研究者を育成する。

（3）教育の実施体制等に関する目標

- ・ 教職員の適切な配置と専門性の向上、教育環境の整備等に努める。

2 学生への支援に関する目標

（1）学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標

- ・ 学生の視点に立って、学習活動等を支援するほか、生活相談、健康管理、就職対策等に係る支援体制並びに経済的支援及び留学生に対する各種支援の充実を図る。

3 研究に関する目標

（1）研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ・ 研究成果を広く発信するとともに、地域の課題や社会の要請に的確に応えるための調査研究活動に取り組む。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標

- ・ 研究成果が地域社会に還元される研究体制等の整備と、教員の研究能力の向上に取り組む。

4 地域貢献、産学官連携、国際交流に関する目標

（1）地域貢献に関する目標

- ・ 地域共同研究機構を窓口として、大学の持つ財産を地域に還元する取組を推進する。また、高校と大学との連携を強化する。

（2）産学官連携の推進に関する目標

- ・ 地域共同研究機構を核として、産学官連携の充実を図る。また、岡山TLOと技術移転のための緊密な連携を図り、研究成果の地域への還元に努める。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

- 理事長（学長）が、責任ある意思決定を迅速に行い、競争原理に基づいた効率的な資源配分を行うとともに、継続的な業務運営の改善を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

- 自己点検・評価や外部評価等を踏まえ、教育研究組織を見直す。

3 人事の適正化に関する目標

- 非公務員型の特長を十分生かした柔軟で弾力的な制度の構築と、能力・業績等が適切に反映される制度の導入により教員の意欲の向上を図る仕組みを確立する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

- 事務組織及び業務等について不斷の見直しを行う。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

- 競争的研究資金への取組や共同研究・受託研究への取組等を進め、外部研究資金等を積極的に導入する。

2 資産の管理運用に関する目標

- 施設の有効かつ効率的な活用に努めるとともに、大学施設の地域開放を拡大する。さらに金融資産の効率的、効果的な運用を図る。

3 経費の抑制に関する目標

- 予算の効率的・弾力的執行により、管理的経費の節減を図る。

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

- 教育研究活動及び業務運営について、定期的に自己点検・評価を実施する。また、外部評価を受け業務運営の改善に活用する。

2 情報公開の推進に関する目標

- 大学運営の透明性を確保するため、広報体制の強化を図り、積極的な情報提供に取り組む。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標

1 施設設備の整備に関する目標

- 長期的視点に立った施設設備の整備計画を策定する。

2 安全衛生管理に関する目標

- 安全衛生管理を計画的に行うとともにその体制を確立する。

3 人権に関する目標

- 教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を実施する。

公立大学法人岡山県立大学

中期目標（案）

目 次

I	基本的な目標、期間等	・・・・・ P 1
II	大学の教育研究等の質の向上に関する目標	・・・・・ P 1
III	業務運営の改善及び効率化に関する目標	・・・・・ P 4
IV	財務内容の改善に関する目標	・・・・・ P 5
V	自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供 に関する目標	・・・・・ P 6
VI	その他業務運営に関する重要事項に関する目標	・・・ P 6

公立大学法人岡山県立大学中期目標（案）

(前文)

岡山県は、県立大学が自主的、自律的な運営のもと、将来にわたって県民の期待にこたえる魅力ある大学として発展するよう、平成19年4月に地方独立行政法人へ移行させ、ここに、平成24年度までの中期目標を指示するものである。

I 基本的な目標、期間等

公立大学法人岡山県立大学は、人間を取り囲むさまざまな環境の中で調和のとれた発展を期し、地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」ことを基本理念とする。

この理念に基づいて、学術の進展と教育の振興を図り、福祉の増進、文化の向上、地域産業の発展等に寄与する研究活動に取り組むとともに、知性と感性を育み、豊かな教養と深い専門性を備えて新しい時代を切り拓く知識と高度な技術を身につけた実践力のある人材を育成する。

1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成19年4月1日から平成25年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

学 部	保健福祉学部 情報工学部 デザイン学部
研究科	保健福祉学研究科 情報系工学研究科 デザイン学研究科

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

1 教育に関する目標

「人間・社会・自然の関係性を重視する実学を創造し、地域に貢献する」という基本理念のもと、高度な専門性と豊かな人間性を身に付けた人材を育成する。

(1) 教育の成果に関する目標

ア 学士教育

- (ア) 保健福祉学部においては、高度で多様な能力を有し、地域社会における人々の健康の増進と福祉の充実に貢献する人材を育成する。
- (イ) 情報工学部においては、情報技術を活用して、人間を中心とした社会の形成に貢献できる技術者の育成を目指す。
- (ウ) デザイン学部においては、あらゆる人間生活の場で、文化面での質を向上させる多様で社会化志向の強いデザイナーを育成する。

イ 大学院教育

(ア) 保健福祉学研究科

【博士前期課程】

保健・医療・福祉分野において、社会の要請に応えうる新しい知識や理論を修得する教育研究を行い、優れた指導者、管理者、実践者等を育成する。

【博士後期課程】

人間の健康問題を生命・栄養・看護・福祉など多方面から科学的に解明するとともに、これら諸分野の学術的な拠点を構築し、保健と福祉に関する諸問題を解決できる高度な見識を備えた教育者、研究者を育成する。

(イ) 情報系工学研究科

【博士前期課程】

情報工学とその関連分野である電子、通信、機械工学等の高度な知識と、柔軟な応用力をもつ技術者、研究者を育成する。

【博士後期課程】

専門分野の深化と統合に留まらず、これを未知の分野に応用し、新たな問題発掘とその解決に指導的な役割を果たせる教育者、研究者、技術者を育成する。

(ウ) デザイン学研究科

【修士課程】

デザイン理論の深化によるデザイン学の確立を目指すとともに、多様化したデザイン環境に対応するため、高度な専門的知識・能力・技術と総合的視野を備えた指導的実務者、研究者としてのデザイナーを育成する。

(2) 教育内容等に関する目標

ア 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

全学及び各学部・学科並びに大学院各研究科・専攻における入学者受入方針を明確化するとともに、それに対応した入学者選抜試験を実施する。

イ 教育課程

学士課程では、全学教育科目と学部教育科目の間で教育内容の連携を図りながら、時代と社会の様々な要請に的確に対応できる能力を育成する。

大学院課程では、学士課程との連携を保ちながら専攻分野に関する広範な専門知識の研究指導を行い、高度な専門職に従事する人材、研究者を育成する。

ウ 教育方法

学士課程では、専門教育への準備不足の対応としての高大接続教育、入学前教育及び全学教育を充実するなど、授業の理解度を深め、豊かな人間性を培う教育方法を工夫する。

大学院課程では、広い視野に立って、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する人材を養成する観点から、教育目的と修了生像を明確にした研究指導を行う。

エ 成績評価

学生の学修効果を高めるため、成績評価基準の一層の明確化と厳格な成績評価に取り組む。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

ア 教職員の配置等

学生に質の高い教育を実施し、教育目標を効果的に達成するため、適切な教職員配置と専門性の向上に努める。

イ 教育環境の整備

学生の学修効果を高めるため自習環境、附属図書館機能等の教育環境の整備・充実を図る。

ウ 教育の質の改善

学生に質の高い教育を提供するため、授業内容、授業方法等の改善に資する研修、研究を組織的に行う。

2 学生への支援に関する目標

キャンパス・マネージャー（学生企画提言委員）の意見等を生かしながら、学生が有意義な大学生活を送れるよう学生の学習、生活、就職、経済面等に対する支援の充実を図る。

(1) 学習支援、生活支援、就職支援等に関する目標

利用者である学生の視点に立って、学生の自主的な学習活動や課外活動を支援するほか、生活相談、健康管理、就職対策等に係る支援体制の充実を図る。

(2) 経済的支援に関する目標

学資が十分でない学生に対して、学業に専念できるよう経済的な支援の充実を図る。

(3) 留学生に対する配慮に関する目標

国際社会に開かれた大学として、外国人留学生の受入を進めるほか、各種支援の充実に努める。

3 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

ア 教員自らの研究水準を高め、研究成果を国内的及び国際的に広く発信する。

イ 地域の課題や社会の要請に的確に応えるため、県民福祉の増進、文化の向上、産業の発展、地域振興等に寄与する調査研究活動に取り組む。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

教員の研究活動が促進されるとともに、研究成果が地域社会に還元される研究体制等の整備と教員の研究能力の向上に取り組む。

4 地域貢献、产学官連携、国際交流に関する目標

(1) 地域貢献に関する目標

地域共同研究機構を窓口として、大学の持つ人的・物的・知的財産を地域に還元する全学横断的な取組を推進する。

また、高校と大学との連携を強化する取組を積極的に進める。

(2) 产学官連携の推進に関する目標

地域共同研究機構を核として、大学の研究内容等を情報発信するフォーラムの開催や企業訪問等により、产学官連携の充実を図る。

また、岡山T L Oと技術移転のための緊密な連携を図りながら、研究成果の地域への還元に努める。

(3) 国際交流に関する目標

国際化に対応する人材を育成するため、国際交流協定を締結している外国の大学との間で、学生や教員の相互派遣等による教育・研究交流を推進する。

(4) 県内の大学間の連携・協力に関する目標

県内の大学が地元経済界、自治体と連携・協力し、地域の教育・学術研究の充実・発展を図るとともに、产学官連携による活力ある人づくり・街づくりに取り組む大学コンソーシアム岡山の活動に参画する。

また、県内の他大学の大学院と連携して、教育・研究を拡充する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標

1 運営体制の改善に関する目標

(1) 理事長（学長）、学部長等を中心とする機動的な運営体制の構築

戦略的、機動的な大学運営を行うため、理事長（学長）が、その指導力、統率力を發揮して、責任ある意思決定を迅速に行い、全学的な業務を的確に遂行するための仕組みを整える。

また、学部等においても、大学全体としての方針に基づいて、それぞれの教育分野の特性にも配慮した運営体制を構築する。

(2) 全学的な視点による戦略的な大学運営の仕組みづくりの推進

理事長（学長）のリーダーシップのもと、法人の目的を達成するため、法人が特に力を入れる分野・領域を選定し、競争原理に基づいた効率的な資源配分を行う。

(3) 地域に開かれた大学づくりの推進

大学の活動内容が広く住民に周知され、住民や地域社会の要請が大学運営に適切に反映されるよう、大学情報の積極的な提供、外部有識者等が大学運営に参画する仕組みの充実など、地域に開かれた大学づくりに資する取組を進める。

- (4) 評価制度の活用等による業務運営の改善に向けた継続的取組の推進
各種評価制度や監事による業務監査を活用し、継続的な業務運営の改善を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標

教育研究活動が、時代の変化や地域社会の要請に柔軟に対応できるよう自己点検・評価や外部評価等を踏まえ、教育研究組織を見直すとともに適切な教員配置を行う。

3 人事の適正化に関する目標

- (1) 法人化の特長を生かした弾力的な制度の構築
法人の自主的・自律的な運営により教育研究活動や学外での地域貢献活動を活性化させるため、非公務員型の特長を十分生かし、柔軟で弾力的な制度を構築する。
- (2) 能力・業績等を反映する制度の確立
教員の能力・業績等が適切に反映される制度を導入することにより、教員の意欲の向上を図る仕組みを確立し、教員の資質向上、ひいては教育研究の活性化に資する。
- (3) 全学的な視点に立ち公正・公平で客観的な制度の構築
学部の枠を越え、全学的な視点に立った戦略的・効果的な教員人事を行うとともに、公正性、透明性、客観性が確保される制度を構築する。

4 事務等の効率化、合理化に関する目標

効率的かつ合理的な事務処理を行うため、事務処理の簡素化、外部委託の活用を含め、事務組織及び業務等について不断の見直しを行う。

IV 財務内容の改善に関する目標

1 自己収入の増加に関する目標

- (1) 学生納付金
入学金・授業料等の学生納付金は、法人の業務運営における最も基礎的な収入であることを踏まえ、他大学の動向、社会情勢等を勘案し、適正な料金設定を行う。
- (2) 外部研究資金等の獲得
教育・研究に係る水準のさらなる向上を目指し、外部研究資金等の獲得に努める。このため、科学研究費補助金をはじめとする文部科学省及び厚生労働省等の競争的研究資金への取組や産学官連携・地域連携による共同研究・受託研究への取組等を進め、外部研究資金等を積極的に導入する。
- (3) その他の自己収入確保
大学資源の有効活用により、自己収入確保に向けた取組を推進する。

2 資産の管理運用に関する目標

教育・研究の水準の向上の視点に立って、施設の有効かつ効率的な活用に努めるとともに、適正な維持管理を図る。

また、地域貢献の一環として、教育・研究に支障のない範囲で、大学施設の地域開放を拡大する。

長期的かつ経営的視点に立った金融資産の効率的・効果的な運用を図る。

3 経費の抑制に関する目標

自律的な大学運営を行う上で、予算の効率的・弾力的執行により、管理的経費の節減を図る。

また、教職員一人ひとりのコスト意識の啓発を図る。

V 自己点検・評価及び改善並びに当該情報の提供に関する目標

1 評価の充実に関する目標

教育研究活動及び業務運営について、大学の自己点検・評価体制を整備し、定期的に自己点検・評価を実施する。

また、外部評価を受け、その結果を教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。

2 情報公開の推進に関する目標

公立大学法人としての社会に対する説明責任を果たし、大学運営の透明性を確保するため、広報体制の強化を図り、教育研究活動や業務運営に関する積極的な情報提供に取り組む。

VI その他業務運営に関する重要事項に関する目標

1 施設設備の整備に関する目標

長期的視点に立った施設設備の整備計画を策定し、省エネルギー等にも配慮した整備を推進する。

2 安全衛生管理に関する目標

教育研究現場での安全を確保し、快適な修学環境・職場環境を形成するために、安全衛生管理を計画的に行うとともにその体制を確立する。

3 人権に関する目標

教職員と学生の人権意識の向上を目指した取組を積極的に実施する。

○ 中期目標における用語解説

P 2 : 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー(admission policy)）

受験生に求める能力、意欲、適性、経験などについて、大学の考えをまとめた基本的な方針

P 2 : 全学教育科目

いわゆる一般教養科目のことと、専門科目（学部教育科目）を修得するうえで、学問全体を見渡して位置づけを理解するため、全学教育科目という。

P 4 : 地域共同研究機構

地域社会や行政機関との連携を深め、科学技術・産業の振興を図るとともに、豊かな地域づくりを全学横断的に実施するため、平成17年10月に学内3つの地域貢献組織を統合して設置した。

P 4 : 岡山T L O (Technology Licensing Organization)

大学等及び公設試験研究機関等の研究成果の発掘・評価並びに特許化（特許権等知的財産の取得）、企業への技術移転（提供又は譲渡）を行う機関として、平成16年4月、(財)岡山県産業振興財団内に設立された。

P 4 : 国際交流協定

国際化に対応する人材を育成するため、学生や教員の相互派遣等の教育交流について本学と外国の大学間において交わした協定。

[英国]セント・アンドリュース大学（平成8年3月締結）

[英国]ウエールズ大学バンガ一校（平成8年3月締結）

[韓国]又松（ウソン）大学（平成17年1月締結）

P 4 : 大学コンソーシアム岡山

県内の高等教育機関の連携と相互協力により、持てる知的資源を積極的に活用し、また、地域社会及び産業界との緊密な連携推進によって、「時代に合った魅力ある高等教育の創造」と「活力ある人づくり・街づくりへの貢献」を目指す。具体的には、県内に所在する15大学すべてが連携し、単位互換、社会人教育、産学官連携等に取組む。

P 5 : 科学研究費補助金

さまざまな研究費のうち「研究者の自由な発想に基づくもの（学術研究）」に対して文部科学省、日本学術振興会が助成する補助金。この補助金は、あらゆる分野の優れた学術研究を格段に発展させることを目的とする日本の代表的な競争的資金（研究者などから提案された研究開発課題について、事前審査を経て配分される資金）であり、我が国の研究基盤を形成していくための基幹的経費。

第3次行財政改革の取組について

平成19年度においては、平成17年12月に策定した改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、引き続き徹底した歳出の削減や柔軟でスリムな組織体制の整備、職員定数の削減等の取組を着実に進める。

1 民間活力の積極的活用

平成19年1月に策定した「民間委託推進計画」に基づき、民間委託のさらなる拡大と、市場化テストのモデル導入等

直営施設への指定管理者制度の円滑な導入と、所管部局における指定管理者の監督等を通じた適正な管理運営

2 市町村への事務・権限の移譲

平成17年11月に策定した「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」に基づき、市町村との協議・調整を踏まえつつ、事務・権限の移譲を推進

3 外郭団体・審議会の見直し

外郭団体については、統廃合や県の人的・財政的支援の縮小等を検討するなど、社会経済情勢の変化等に応じた不断の見直しを行う

審議会については、統廃合の積極的な推進、女性委員・公募委員の登用、審議状況の公開等

4 歳入確保対策の検討

歳入確保対策を改めて検討することとし、県有資産の活用策、新たな広告媒体等の導入等を幅広く検討（別紙1 参照）

（平成18年度の取組実績は別紙2 参照）

歳入確保対策の検討について

厳しい財政状況を踏まえ、平成19年度においては、歳入確保対策を改めて検討することとし、この中では、これまで取り組んできた遊休資産の売却等を改めて徹底するほか、他団体における取組も参考にしながら、県有資産の活用策や新たな広告媒体等の導入などについて、幅広く検討する。

1 検討内容

(1) 県有資産の売却・有効活用等

従来の遊休資産に限らず、県有資産の必要性や施設の集約化の可能性なども含めて幅広く検証を行ったうえで、処分が可能な資産等については売却を検討するとともに、他団体の例も参考にしながら、貸付等の資産活用策や增收策を幅広く検討する。

(2) 新たな広告媒体・手法の導入

県HPへのバナー広告掲載など、新たな広告媒体・手法の導入を検討する。

(3) 県税収入の確保

県税について、昨年策定した「岡山県税収確保対策実施計画」の着実な実行に加え、他団体の県税収入確保の取組をさらに調査・研究し、本県への導入可能性について検討する。

(4) その他

上記のほか、クリック募金の導入など、各種の歳入確保対策を、前例にとらわれず幅広く検討する。

2 検討の進め方

- ・全庁的な検討組織として、各部局主管課長、関係課長等で構成する歳入確保対策連絡会議を設置し、検討を進める。
- ・10月を目途に取組方針をとりまとめ、公表する。

[参考] 平成18年度における行財政改革の取組実績

平成17年12月に策定した改訂第3次岡山県行財政改革大綱に基づき、諸般の具体的な取組を行いました。

[行財政改革大綱に基づく具体的な取組（主なもの）]

取組項目	取組実績																																
1 地方分権型社会に対応した行政システムの構築																																	
(1) 市町村合併の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度における1地域(岡山市・建部町・瀬戸町)の合併により市町村数は27(平成の大合併前の78市町村の34.6%) ○平成18年8月、合併新法に基づく県構想「自主的な市町村の合併の推進に関する構想」を作成 																																
(2) 市町村への事務・権限移譲	<ul style="list-style-type: none"> ○「市町村の自立力向上のための県からの事務・権限移譲計画」(平成17年11月策定)に基づき、平成17年度に決定していた75事務のうち旅券発給、県道管理など48事務を、平成18年度から移譲 ○さらに、平成18年度において事務・権限移譲計画を改訂し、移譲事務を追加・拡大 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">H17年度決定 移譲事務(A)</th> <th colspan="2">H18年度追加・拡大</th> <th rowspan="2">移譲事務 合計(A+B)</th> </tr> <tr> <th>追加分(B)</th> <th>拡大分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一律移譲方式対象事務</td> <td>41</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>市町村対象事務</td> <td>26</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>37</td> </tr> <tr> <td>中核市対象事務</td> <td>15</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>パッケージ方式対象事務</td> <td>34</td> <td>12</td> <td>0</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>75</td> <td>26</td> <td>2</td> <td>101</td> </tr> </tbody> </table>	区分	H17年度決定 移譲事務(A)	H18年度追加・拡大		移譲事務 合計(A+B)	追加分(B)	拡大分	一律移譲方式対象事務	41	14	2	55	市町村対象事務	26	11	1	37	中核市対象事務	15	3	1	18	パッケージ方式対象事務	34	12	0	46	合計	75	26	2	101
区分	H17年度決定 移譲事務(A)			H18年度追加・拡大			移譲事務 合計(A+B)																										
		追加分(B)	拡大分																														
一律移譲方式対象事務	41	14	2	55																													
市町村対象事務	26	11	1	37																													
中核市対象事務	15	3	1	18																													
パッケージ方式対象事務	34	12	0	46																													
合計	75	26	2	101																													
(3) 他の都道府県との連携	<ul style="list-style-type: none"> ○中四国サミット、中国地方知事会で共通課題への広域連携事業を検討(地方分権改革の推進等) ○岡山・香川両県知事会議で共通課題への連携事業を検討(地方分権改革共同アピール、瀬戸大橋通行料金引き下げ共同アピール等) 																																
(4) 道州制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ○道州制の導入について国民的議論を喚起するため、道州制の必要性や中四国州の優位性などについて情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会で「道州制に関する基本的考え方」を取りまとめ ・中四国サミット等で議論を展開 ・経済団体等との意見交換、県民等への普及啓発事業の実施(シンポジウム、フォーラム、出前講座等) 																																

2 簡素で効率的・効果的な行政システムの構築

(1) 時代に即応した組織	
ア 本庁組織	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年4月の組織改正により、5課内室を設置（公共調達改革室、国民文化祭準備室、対外戦略推進室、都市緑化フェア推進室、内部事務効率化推進室）
イ 出先機関	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年4月の組織改正により、支局環境班を県民局環境課へ統合 ○平成18年8月、「岡山県保健所の在り方（基本的な考え方）」を取りまとめ、市町村、関係団体等から意見聴取 ○平成18年8月、「岡山県立高等技術専門校再編整備計画」を策定（平成20年4月再編予定）
ウ 地方独立行政法人	<ul style="list-style-type: none"> ○岡山県立大学及び県立岡山病院を地方独立行政法人化し、平成19年4月、次の2法人を設立 <ul style="list-style-type: none"> ・公立大学法人岡山県立大学 ・地方独立行政法人岡山県精神科医療センター ○平成19年3月、「試験研究機関の今後の在り方に係る検討について」を取りまとめ <ul style="list-style-type: none"> [主な内容] <ul style="list-style-type: none"> ・当面、地方独立行政法人化については引き続き検証を行う ・平成19年度から、外部評価制度の導入準備等を進める
(2) 総定数の見直し	
	<ul style="list-style-type: none"> ○定数削減の状況（平成19年4月） <ul style="list-style-type: none"> ・知事部局等 △ 348人 ・教育委員会 △ 11人 ・警察本部 + 11人 ・企業局 △ 48人
(3) 民間活力の積極的活用	
ア 民間委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○民間委託の一層計画的な推進を図るため、平成19年1月、「民間委託推進計画」を策定 <ul style="list-style-type: none"> [主な内容] <ul style="list-style-type: none"> ・事務事業の総点検の結果を踏まえ、民間委託を進める業務を掲載 ・給与、旅費計算をはじめとしたいわゆる総務事務について、平成19年4月に設置した内部事務効率化推進室において一括処理を行い、派遣労働者の活用により効率化を図る ・市場化テストについては、公舎等管理業務にモデル的に導入し適切かつより有効な制度運営を検討した上で、対象業務の拡大を目指す
イ 指定管理者制度の活用等	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年4月までに、管理委託施設97施設、新設施設5施設の計102施設に、指定管理者制度を導入 ○平成18年度において、直営施設44施設の管理運営のあり方について再検証を行い、10施設に指定管理者制度を導入することとしたうち次の6施設については、平成19年4月から導入 <ul style="list-style-type: none"> ・吉備高原都市センター区広場 ・県立美術館 ・自然保護センター ・生涯学習センター ・県立図書館 ・県立博物館

	ウ PFIの活用	○PFI事業により整備を進めてきた岡山県総合教育センターが、平成19年4月に開所
(4)	外郭団体の見直し	○平成18年度において、経営環境の変化等を踏まえ、次の2団体の見直しの方向性等を取りまとめ ・(社)岡山県農地開発公社 ・岡山県住宅供給公社

3 持続可能で効率的・効果的な財政運営の推進																			
(1) ゼロベースからの徹底した歳出の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ○平成19年度予算編成において、以下の歳出削減により総額88.1億円（一般財源ベース）を削減 																		
ア 公共事業に係る地方負担の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○公共事業の地方負担額削減 <ul style="list-style-type: none"> ・18年度当初予算対比 △ 41.7億円（△ 10.0%） (うち一般財源効果額 △ 7.0億円) 																		
イ 一般行政施策費 ・内部管理経費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○一般施策の一般財源削減 <ul style="list-style-type: none"> ・18年度当初予算対比 △ 25.9億円（△ 5.3%） ○内部管理経費の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・18年度当初予算対比 △ 2.8億円 																		
ウ 人件費の削減	<ul style="list-style-type: none"> ○人件費の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・給与の独自カット（平均3%） △ 48.8億円 ・定数削減 △ 3.6億円 																		
(2) 戦略的予算編成	<ul style="list-style-type: none"> ○平成18年度において、ゼロベースからの事業の見直しを徹底するため、県のすべての事務事業を対象としてその必要性、有効性等を点検する「事務事業の総点検」を実施し、点検結果を平成19年度予算に反映 <ul style="list-style-type: none"> ・点検結果（事業数） <table> <tbody> <tr> <td>点検事業数</td> <td>3,310事業</td> </tr> <tr> <td>うち見直し事業数</td> <td>1,115事業</td> </tr> <tr> <td>[内訳]</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 廃止・終了</td> <td>586事業</td> </tr> <tr> <td> 休止</td> <td>25事業</td> </tr> <tr> <td> 縮小等</td> <td>495事業</td> </tr> <tr> <td> その他</td> <td>9事業</td> </tr> </tbody> </table> ・点検効果額 <table> <tbody> <tr> <td>対象事業全体の効果額</td> <td>174億円（うち一般財源106億円）</td> </tr> <tr> <td>うち一般行政施策費に係る効果額</td> <td>124億円（うち一般財源86億円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般行政施策費に係る一般財源効果額86億円は、18年度当初予算の一般財源額（488億円）の17.5%</p>	点検事業数	3,310事業	うち見直し事業数	1,115事業	[内訳]		廃止・終了	586事業	休止	25事業	縮小等	495事業	その他	9事業	対象事業全体の効果額	174億円（うち一般財源106億円）	うち一般行政施策費に係る効果額	124億円（うち一般財源86億円）
点検事業数	3,310事業																		
うち見直し事業数	1,115事業																		
[内訳]																			
廃止・終了	586事業																		
休止	25事業																		
縮小等	495事業																		
その他	9事業																		
対象事業全体の効果額	174億円（うち一般財源106億円）																		
うち一般行政施策費に係る効果額	124億円（うち一般財源86億円）																		

	<p>○平成19年度予算編成において、着実な歳出削減を行う一方、「新おかやま夢づくりプラン」の初年度に当たることから「19年度重点施策」に基づき、21世紀の夢と希望にあふれる「快適生活県おかやま」を実現していくこととした</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新夢づくりプラン新規施策等 <p>131事業 28.8億円（一般財源15.3億円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うち19年度重点政策に基づく新規施策等 <p>92事業 24.2億円（一般財源12.0億円）</p>
(3) 峰入の確保	<p>○平成18年10月、「税収確保対策実施計画」を策定し、滞納処分強化等の取組に着手</p>
(4) 公債費負担の抑制	<p>○県債借入において、より低利な調達及び資金調達先の多様化を図るため、提案枠^(注)を拡大</p> <p>(注)一定枠の県債について、従来の取引金融機関に限らず、県内外に広く募集し、借入利率等最も有利な金融機関等を選定するもの</p> <p>○公債費負担の平準化及び世代間負担の公平化を図るため30年償還を導入（平成17年度から）</p>
(5) 財政状況等の積極的な公表	<p>○普通会計に地方公営企業、地方公社、第3セクター等を含めた連結バランスシートを作成し、公表（平成17年度から）</p> <p>○平成19年度当初予算をわかりやすく説明した「当初予算のあらまし」を作成し、公表</p>

4 県民の視点に立った成果重視の行政運営の推進	
(1) 総合的・体系的な行政評価システムの構築	<p>○公共事業評価について、これまで実施している再評価、事前評価に加え、事後評価を新たに導入</p>
(2) 電子県庁による利便性の向上	<p>○行政手続総合案内サイト「おかやま申請総合窓口」を整備</p> <p>○電子申請システムの対象手続を、平成18年11月から814手続へ拡大（全国最多クラス）</p> <p>○公共施設予約システムの対象施設を拡大</p>

5 県民参加による開かれた県政の推進	
(1) 情報公開の推進と県民の主体的参加の促進	<p>○ももっちの元気リポート事業を実施</p> <p>○青空知事室、県民局「県政出前トーク」を実施</p> <p>○パブリックコメントを実施（21件）</p>
(2) ボランティア・NPO等多様な主体との協働	<p>○次の事業等において、県民、企業、各種団体、民間ボランティア等との協働を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同おかやま共生の森事業 ・おかやまアダプト推進事業 ・岡山ロードサポート事業

岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会第1回会議等の開催について

岡山県防災対策条例（仮称）の制定に当たり、岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会第1回会議及び県民との意見交換会を次のとおり開催する。

記

1 岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会第1回会議の開催

- (1) 目的：有識者、防災関係者や公募委員からなる条例制定検討委員会を設置し、幅広い視点から条例制定について検討を行う。
- (2) 日時：平成19年5月29日（火）14:00～16:00
- (3) 場所：岡山全日空ホテル1階会議室「曲水」
- (4) 委員：別紙のとおり
- (5) 次第
 - ア 開会
 - イ 委員の委嘱
 - ウ 委員及び事務局職員の紹介
 - エ 委員長の選出及び副委員長の指名
 - オ 議事
 - (ア) 条例制定に当たっての基本的な考え方について
 - (イ) 県民からの意見を反映させる仕組みについて
 - (ウ) 今後のスケジュール
 - カ 閉会
- (6) 公開：会議は公開とし、傍聴席を20席設ける。

2 県民との意見交換会の開催

- (1) 目的：県民、自主防災組織等からの意見、提案、活動の実践事例等を聴取し、条例制定に反映させるための意見交換会を開催する。
- (2) 募集人数：各会場200人まで（応募者多数の場合は抽選）
- (3) 募集期間：6月18日（月）まで（消印有効）
- (4) 開催日程
 - ア 平成19年7月1日（日）13:30～15:30 岡山国際交流センター
 - イ 平成19年7月8日（日）13:30～15:30 くらしき健康福祉プラザ
 - ウ 平成19年7月15日（日）13:30～15:30 津山市総合福祉会館

岡山県防災対策条例（仮称）制定検討委員会 委員名簿

(氏名の五十音順)

うちだ かずこ 内田 和子	岡山大学大学院社会文化科学研究科 教授
おおた とよあき 太田 豊秋	岡山県P.T.A連合会 会長
おおもり みのる 大森 實	社団法人岡山経済同友会 政策委員会委員長
かねまつ ひさかず 兼松 久和	岡山県自治会連合会 会長
かわた ゆきお 河田 幸男	公募委員
かわた よしあき 河田 惠昭	京都大学防災研究所 巨大災害研究センター長
たけうち ようじ 竹内 洋二	岡山県市長会 会長
たにもと よしえ 谷本 淑恵	公募委員
とくだ きょうこ 徳田 恭子	公募委員
ひこさか かつのり 彦阪 勝則	公募委員
ふじわら ふみのり 藤原 文法	岡山県消防長会 会長
まつもり かずと 松森 和人	NPO法人ふくい災害ボランティアネット 理事長
まとの ひでとし 的野 秀利	公設国際貢献大学校 校務管理者
よしおか のぶこ 吉岡 伸子	岡山県婦人防火クラブ連絡協議会 会長
<u>議会に推薦依頼中</u>	岡山県議会議員

参考) 公募委員の応募者数 17名

平成19年度水害特別防災訓練の実施について

1 目的

県・市町村・防災関係機関等が共同し、集中豪雨災害等を想定した水害特別防災訓練を実施して、迅速・的確な予警報や被害情報等の収集・伝達、防災体制の確立及び災害対策本部等の運営など風水害等災害への対応能力の向上を図る。

2 実施日時

平成19年5月31日（木） 8：30～16：00

3 訓練場所

岡山県庁（情報会議室・新集中配備室・関係部局各課等）

各県民局・支局

参加各市町役場

防災関係機関

4 参加機関（参加 約870名）

岡山県、岡山県警察、22市町、12消防本部・消防団、岡山地方気象台、岡山河川事務所、岡山国道事務所、陸上自衛隊（第13特科隊、岡山地方協力本部）、西日本旅客鉄道（株）、西日本電信電話（株）、日本赤十字社、中国電力（株）、県社会福祉協議会、県内15大学等

5 主な訓練項目

- ① 各種情報の迅速・確実な伝達と被害情報等の収集・整理
- ② 防災体制の強化と災害対策本部等の設置・運営
- ③ 関係機関内及び関係機関相互の連携

6 訓練想定

- ① 5月31日、台風が九州南海上を北上し接近するなか、南から暖かく湿った空気の流入により西日本付近に停滞中の梅雨前線の活動が活発となっている。
- ② 岡山県内では、30日夜から雨が降り続いている、31日の昼頃にかけて激しい雨のおそれがある。
- ③ 夕方には台風の接近により、非常に激しい雨が降るとともに、満潮時と重なるため高潮にも警戒が必要である。
- ④ 8時30分現在、県内の主要河川は、水位が著しく上昇しており、各地の中小河川の氾濫や山崩れ、沿岸部の高潮など大規模の災害発生のおそれがあり、各機関は防災体制を強化している。

7 訓練スケジュール（本庁）

- ① 8：30 訓練開始
- ② 8：50 雨量の増加で特別警戒体制へ移行
- ③ 9：00 第1回危機管理チーム会議開催
- ④ 13：00 第2回危機管理チーム会議開催
- ⑤ 14：30 第1回県災害対策本部会議開催
- ⑥ 16：00 訓練終了

8 訓練の特色

- ① 出水期前の総合的な情報伝達及び災害対策本部の設置・運営訓練
- ② 県総合防災情報システム・県庁新集中配備室を使用する初めての大規模訓練
- ③ 各種の映像等を使用するビジュアル訓練

岡山県国民保護計画の変更等について

1 岡山県国民保護計画の変更

岡山県国民保護計画（平成18年3月31日策定）については、次のとおり軽微な変更を行ったので、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（いわゆる「国民保護法」）第34条第6項及び第8項の規定により、6月県議会定例会に報告する。

【主な変更内容】

(1) 国の組織改編に伴う変更

（変更前）防衛庁、防衛庁長官 → （変更後）防衛省、防衛大臣

(2) 県の組織改編に伴う変更

（変更前）出納長 → （変更後）出納局長

(3) その他

○ 建部町、瀬戸町の岡山市への編入合併に伴う変更

（参考）

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）抜粋

（都道府県の国民の保護に関する計画）

第34条 1～5 略

6 都道府県知事は、その国民の保護に関する計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告し、並びに当該都道府県の区域内の市町村の長及び関係指定地方公共機関に通知するとともに、公表しなければならない。

7 略

8 第3項から前項までの規定は、第1項の国民の保護に関する計画の変更について準用する。以下 略

2 市町村国民保護計画の作成

市町村国民保護計画については、平成18年度中に、県内全ての市町村との協議が終了し、計画の作成が完了した。

3 指定地方公共機関国民保護業務計画の作成

運送事業者、放送事業者などの指定地方公共機関（22法人）については、平成19年4月末までに21法人から県に国民保護業務計画が報告済みで、残る1法人についても、業務計画の作成完了に向けて作業が進められている。

チボリ・インターナショナル社との交渉について

1 チボリ・インターナショナル社との新たな契約締結の断念について

チボリ・ジャパン社（T J社）では、チボリ・インターナショナル社（T I社）との現提携契約が今年の7月18日で満了することから、その後の協力関係について昨年7月から交渉を行ってきたが、去る4月24日の取締役会において、新たな契約に入らないことを決定した。

< T J社と T I社の主な意見の相違点 >

項目	T I社側の主張	T J社側の主張
投資計画	ライドを中心とした5年間で約36億円の投資の実施を約束すること。	財務事情や倉敷の歴史・景観、公園周辺の環境等から、すべては受け入れられない。
ワークショップと契約の終了事由	公園運営に関する重要事項は、半年毎に開催されるワークショップ（両社の経営者及び責任あるプロジェクトリーダーで構成）で決定し、連続2回のワークショップにおいて、公園の開発全般における戦略的な意見が一致しない場合は、契約解除。	ワークショップは協議の場であり、また、契約はできるだけ安定的に継続する必要があることから、受け入れられない。

2 両社の協議の状況について

- ・ T J社は、取締役会の決定後直ちに、T I社に対し、新たな契約締結の断念を通知するとともに、将来の紛争を避けるため、現提携契約満了後の権利関係等について協議することを提案したところ、T I社から4月24日付で、T J社の決定は残念であるとの連絡があった。
- ・ T J社は、4月27日、現提携契約満了後も名称契約等に基づき、名称を使用したい意向を伝えるとともに、双方の弁護士による協議の開始を提案した。それに対しT I社は、5月1日付で、双方の弁護士が協議をすることには同意する一方で、現提携契約満了後は名称と特定のアイコンの使用中止を求めてきた。

現在、T J社は、T I社と双方の弁護士による協議の日程等を詰めているところである。